

資 料 編



後期計画での取り組み一覧

基本目標 1 地域における子育ての支援充実

1. 子育て支援サービスの充実

(1) 子育てに関する相談体制と情報提供の充実

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
相談体制の強化	相談の資質向上、連携など相談体制の強化に努めます。						福祉健康課
情報提供の充実	広報誌の活用のほか、気軽に入手できる情報提供方法について検討と実施を行います。						福祉健康課

(2) 子育て支援のネットワークづくり推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て支援ネットワークづくり	関係機関や団体の連絡調整の場を設け、情報共有を行います。						福祉健康課
保幼小の連携の推進	保育所と幼稚園、学校の連携を図るため交流や連絡会を定期的で開催します。						教育委員会 福祉健康課

(3) 地域における保育支援の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て支援拠点事業の充実(地域子育て支援センター)	支援センターでの事業のほか、支援センターがない地域への出前ひろばも行います。						福祉健康課
一時預かりの充実	保護者が仕事などの都合で保育が困難となった場合の預かりを行います。						福祉健康課
特定保育事業の実施	週に数日の保育や1日数時間の保育に対応する特定保育事業を実施します。						福祉健康課
緊急保育	産前産後の保育ニーズに対応する受け入れ態勢の整備に努めます。						福祉健康課
幼稚園における預かり保育体制の整備	ニーズが高い幼稚園における午後の預かり保育の実施に向け、体制の整備に努めます。						教育委員会
学童クラブ(放課後児童健全育成事業)の推進	継続して実施するほか、指導員への研修参加促進、学童クラブへの障害児の受け入れ支援を行います。						福祉健康課
ファミリーサポートセンター事業の実施検討	ファミリーサポートセンターの実施を検討します。						福祉健康課
その他の子育て支援事業の実施検討	国から示されている保育事業を、ニーズや関係者の声をもとに実施検討します。						福祉健康課

2. 保育サービスの充実

(1) 通常保育事業の充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
通常保育事業の充実	入所希望の多い低年齢児（0～2歳）を受け入れる体制の整備に努めます。						福祉健康課

(2) 延長保育事業の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
延長保育事業の推進	今後も延長保育を継続して実施します。						福祉健康課

(3) 保育内容の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
保育内容の充実と保育の質の向上	保育士の研修等による保育の質の向上を進めるなど、保育の充実を図ります。						福祉健康課
保育所地域活動事業の充実	地域住民との世代間交流事業をはじめとする「保育所地域活動事業」を充実します。						福祉健康課

(4) 認可外保育施設の支援・連携の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
認可外保育施設の支援・連携の推進	認可外保育施設の保育支援、安全面、衛生面、保育内容等の状況把握を行います。						福祉健康課

3. 児童の健全育成のための環境と活動の充実

(1) 子どもの遊び場の整備充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
公園等の地域における施設の整備	行政と社会福祉協議会、地域と連携し遊び場環境の向上を図ります。						総務課
社会資源等の活用による遊び場の確保	保育所や幼稚園、学校、公民館等との協力により、地域の子どもたちの遊び場の確保を図ります。						教育委員会

(2) 子どもの居場所づくりの推進及び体験の場の提供

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
放課後の居場所づくりの推進	放課後の居場所について、安心・安全に過ごせる方法の検討と実践を図ります。						教育委員会
公民館での学習支援による居場所づくり	公民館での地域の学習支援と連携した居場所づくりを推進します。						教育委員会
放課後子ども教室の推進	学校の余裕教室や公民館を活用した放課後子ども教室の実施を推進します。						教育委員会
図書館の整備推進	図書館の整備を推進します。						教育委員会
多様な体験活動の推進	体験活動を推進し、体験を通じた子どもたちの豊かな心の育成を図ります。						教育委員会
地域における活動の推進	子ども会や地域活動への保護者の参加促進、世代を超えた地域活動、ボランティア等といった地域活動の推進を図ります。						教育委員会
公民館の活用	自治会、公民館の理解・協力のもと、子どもの居場所の確保を図ります。						教育委員会
退職教員の活用の推進（人材の確保策）	退職教員を活用した地域人材の確保を図ります。						教育委員会

4. 経済的負担の軽減策

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て家庭への経済的支援及び周知・広報	各種手当や助成制度による支援及び制度の周知広報を行います。						福祉健康課

基本目標 2 子どもをすこやかに産み育てるための保健・医療の充実

1. 母子の健康維持・増進の充実

= 新規実施予定年度 = 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
親子健康手帳の交付及び活用促進	親子健康手帳の活用方法周知、及びを手帳交付時の相談や情報提供等を行います。						福祉健康課
妊婦健康診査の充実	妊婦健診の費用軽減や健診の大切さの周知・広報を行い、受診率の向上を図ります。						福祉健康課
妊産婦訪問指導の推進	今後も助産師による妊娠中と産後の訪問指導を行います。						福祉健康課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進	乳児のいる家庭を訪問し、乳児の健康保持と、保護者の育児支援を行います						福祉健康課
新生児・乳幼児訪問指導の推進	ニーズに応じて第一子への訪問指導が行えるよう人材の確保等体制を整えます。						福祉健康課
乳幼児健診の充実	乳幼児健康診査を行い健康保持・増進を図るほか、食育指導や心理相談なども行います。						福祉健康課
歯科検診等、歯の健康保持の推進	1歳児及び2歳児の歯科検診を推進します。						福祉健康課
予防接種の推進	各種予防接種の充実を図るとともに、予防接種の大切さを広報します。						福祉健康課
母子保健推進員の活動の充実	母子保健推進員の確保に努め、活動の円滑化、母子の健康保持・増進の充実を図ります。						福祉健康課
乳幼児医療費助成事業	本事業を継続して実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。						福祉健康課

2. 健康教育の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
親に対する禁煙指導の推進	喫煙の母子への健康被害の理解など、禁煙指導を行います。						福祉健康課
子どもの事故防止の啓発推進	事故防止ミニチュアを活用し、子どもの事故防止についての啓発を行います。						福祉健康課

3. 「食育」の推進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
食に関する保護者等への意識啓発、情報提供の強化	これまでの事業を継続して実施し、関係機関と効果的な情報提供方法を検討していきます。						福祉健康課
健診時における栄養・食育情報の充実	健診会場での栄養・食育に関する媒体を再考し、充実した内容を提供できるようにします。						福祉健康課
保育所における食育の推進	保育所での食育の取り組みを継続実施し、地産地消活動を積極的に推進します。						福祉健康課
幼稚園及び小中学校における食育の推進	給食を通しての食育、栄養士と協力した食育の授業の実施を行います。						教育委員会
各関係機関との連携の推進	食育に関連する庁舎内及び村内各機関と連携を図りながら情報交換をし、食育活動の取り組みを充実させていきます。						福祉健康課 教育委員会

4. 思春期保健対策の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
思春期保健教室の充実	中学生に対する性教育等の思春期保健教室の充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
飲酒、喫煙防止、薬物使用防止対策の充実	各学校での取り組みの継続、家庭や地域と連携した取り組みを図ります。						教育委員会

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
男女がともに担う子育て意識の啓発	男女共同参画計画にもとづいた意識啓発や、学校の道徳教育などでの啓発を図ります。						総務課

2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育の充実と整備

(1) 確かな学力の向上

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
学力向上対策の推進	授業改善や学習支援員派遣、先進校視察などを行い、学力向上を推進します。						教育委員会
学習支援ボランティアの確保	学習支援ボランティアによる学習支援を行います。						教育委員会
外国語教育の充実	A L Tの各学校への派遣を行い、外国語教育の指導充実を図ります。						教育委員会
情報教育の充実	学校へのコンピューターインストラクターの派遣を行い、情報教育の指導充実を図ります。						教育委員会
学校図書 の 充実 と 読書活動の推進	学校図書の整備・充実を図るほか、読書活動、の推進、読書週間や旬間の設定を行います。						教育委員会

(2) 豊かな心の育成

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
道徳教育の充実	道徳の時間を確保するとともに、授業の改善を行います。						教育委員会
体験的な活動、学習の推進	児童生徒の豊かな心の育成を図る体験活動や教育を推進します。						教育委員会

(3) 健やかな体の育成

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
学校における子どもの健康づくりの推進	生活習慣や食生活に関するや指導、健康相談、保健指導の充実を図ります。						教育委員会
学校における体育・スポーツ活動の推進	体育授業の充実、部活動への加入促進など日常的に運動に親しむように推進します。						教育委員会

(4) 信頼される学校づくり

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
開かれた学校づくりの推進	学校評議員会や地域との連携により、開かれた学校づくりを進めます。						教育委員会
学校の施設整備と安全対策の充実	学校施設の整備・修繕の推進や防犯・防災訓練等を行います。						教育委員会 建設課
校種間連携の推進	幼稚園、小学校、中学校による合同の授業研究等、連携を推進します。						教育委員会
いじめ、非行、不登校への対応の充実	教育相談員による子どもたちの相談・指導への対応充実を図ります。						教育委員会

(5) 幼児教育の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
幼児教育の充実	豊かな人間性を育む幼児教育を推進します。						教育委員会
複数年保育の段階的な実施推進	本来の幼児教育の理念を踏まえ、段階的に2、3年保育の導入を図ります。						教育委員会 福祉健康課
幼児教育環境の整備充実	幼稚園の教材教具の整備、施設の整備等の充実を図ります。						教育委員会

3. 家庭と地域の教育力の充実

(1) 家庭教育への支援

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
家庭教育学級の推進	家庭教育学級における「らくらく子育て教室」の充実を図り、子育ての支援を推進します。						教育委員会
家庭教育の意識啓発	家庭における役割の啓発と理解促進を図ります。						教育委員会

(2) 地域の教育力の向上

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
地域活動の推進及び理解促進	地域活動などへの地域住民の参加を促すなど、地域の教育力の向上を図ります。						教育委員会
地域教育懇談会の実施	域教育懇談会を実施し、地域への学力向上対策の浸を図ります。						教育委員会
子どもの非行防止、指導	関係機関や団体が連携し、街頭指導や広報活動を実施し、非行防止と指導に努めます。						教育委員会
青少年健全育成推進協議会の活動支援	関係機関が連携・協力し、深夜徘徊・飲酒、喫煙等の未然防止の徹底に努めます。						教育委員会

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
有害環境対策の推進	「社会環境実態調査」を継続して実施し、村内の有害環境の実態把握と改善を図ります。						教育委員会

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

1. 地域環境の保全推進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
地域環境の保全推進	大気汚染や騒音、悪臭、水質汚濁等の苦情に対し、随時対応を行います。						村民課

2. 安心して外出できる環境の整備

(1) 道路交通環境の整備充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
道路交通環境の整備充実	通学路や学校周辺を中心に安全な道路環境の整備に努めます。						建設課

(2) 子育て家庭に配慮した屋内・屋外環境の整備充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	公共建築物等のバリアフリー化及びベビーカー等の子育て家庭のための設備配置に努めます。						建設課
講演会等による子育て支援の充実	講演会等の行事の際に、保護者が子どもを預けられるように支援を行います。						福祉健康課

3. 安全・安心まちづくりの推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
自主防犯組織、防犯リーダーの育成	地域の自主防犯組織の活動の支援や防犯リーダーを育成を図ります。						総務課
「地域安全マップ」の作成、危険箇所等の周知	地域安全マップを各小学校で作成するほか、マップの地域への周知を図ります。						教育委員会
防犯灯の整備	域からの要望に応じて防犯灯の整備を行います。						総務課

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 就業環境の改善促進

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
就業環境の改善促進	就労環境の見直し、改善について、村内企業への啓発に努めます。						総務課

2. 仕事と子育ての両立の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
仕事と子育ての両立の推進	事業所での育児休業制度の導入促進など、仕事と子育ての両立の推進を図ります。						総務課

基本目標 6 子どもの安全の確保

1. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全対策の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
「交通安全運動」の推進	年4回の交通安全街頭指導のほか、年間を通して交通安全を呼びかけていきます。						総務課
交通安全教育の推進	親子を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を行います。						総務課

(2) チャイルドシートの正しい使用の徹底

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
チャイルドシートの正しい使用の徹底	チャイルドシートの利用促進を図るため、警察との連携による普及啓発を行います。						総務課

2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
犯罪に関する情報提供及び情報交換	犯罪等に関する情報を地域に発信していきます。						総務課
地域の防犯活動の推進	青少協の巡回指導や自主防犯組織の防犯活動を推進します。						総務課 教育委員会
防犯講習と防犯対策の充実	防犯講習により児童生徒の防犯意識を高めるほか、防犯機器の配布等を行います。						総務課 教育委員会
被害にあった子どもとその保護者に対する支援	被害を受けた子どもの立ち直りをサポートを推進します。						教育委員会 福祉健康課

基本目標7 子どもの権利擁護と要保護児童への支援

1. 子どもの権利を尊重する社会づくり

= 新規実施予定年度

= 継続年度

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
子どもの権利擁護の推進	児童権利擁護のポスター、チラシの配布や人権擁護委員と連携した啓発・広報に努めます。						福祉健康課 教育委員会
子どもの意見を聞く場の設置	行政と子どもたちとの対話や意見を求める機会を設けます。						福祉健康課 教育委員会

2. 児童虐待の防止と子どもの保護

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
児童虐待等への対応強化	相談員の配置を図るほか、要保護児童等地域対策協議会の機能強化、地域連携を図ります。						福祉健康課
虐待予防の啓発の推進	虐待防止に関するチラシやポスター掲示を行い、啓発・広報に努めます。						福祉健康課
ドメスティックバイオレンス(DV)による母親及び子どもへの悪影響の予防	DV未然防止策として啓発、情報提供、カウンセリング等に取り組みます。						福祉健康課 総務課

3. ひとり親家庭への支援

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
ひとり親家庭の把握と相談・情報提供の充実	地域の母子世帯の実態把握に努め、ひとり親家庭への相談の充実を図ります。						福祉健康課
母子及び父子家庭医療費助成	母子及び父子家庭等に医療費の一部を助成します。						福祉健康課
児童扶養手当支給	本事業を継続して実施します。						福祉健康課
母子家庭の母親に対する就労促進	母子家庭に対する就労情報の提供のほか、資格取得の費用負担軽減を検討します。						福祉健康課
社会福祉協議会による母子、父子福祉活動の支援	社会福祉協議会による母子、父子福祉活動の支援を行います。						福祉健康課

= 新規実施予定年度

= 継続年度

4. 障害児施策の充実

事業・施策	取り組み内容、目標等	実施予定時期					担当
		22	23	24	25	26	
障害の早期発見・療育支援の充実	妊婦や乳幼児健診、児童生徒の健康診断、予防接種等の実施と事後フォローに努めます。						教育委員会 福祉健康課
相談支援の推進	相談支援事業をはじめとした障害児に関する各種相談について、気軽な相談から専門的な相談、関係機関へのつなぎ等、充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
障害児保育・特別支援教育の充実	障害児保育、特別支援教育の継続及び充実を図ります。						教育委員会 福祉健康課
学童における障害児の受け入れ支援	学童における障害児の受け入れ支援を行います。						福祉健康課
発達障害に対する支援策の推進	保健師による定期的な巡回指導、関係者の情報交換の場を設け対応充実を図ります。						福祉健康課
障害児のための福祉サービスの充実	障害児のための福祉サービスがニーズに対応できるように事業所の確保を図ります						福祉健康課
障害児を持つ家庭への手当の支給	障害児福祉手当及び特別児童扶養手当を支給します。						福祉健康課
彩虹の会への支援	村内の障害児をもつ親の会である「彩虹の会」の自主活動への支援を行います。						福祉健康課

恩納村次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、本村の次の時代を担っていく乳幼児から青少年を対象に家庭や地域における子育て支援、青少年の健全育成の効果的な推進を図るために、恩納村次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置し、運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項について審議するとともに、恩納村次世代育成支援対策地域行動計画を策定するものとする。策定後は毎年度実施状況を把握・点検し、その結果を村民に公表するものとする。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母性並びに乳児などの健康の確保及び増進
- (3) 子育てを支援する生活環境の整備
- (4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (5) 職業生活と家庭生活の両立の推進
- (6) 子ども等の安全の確保
- (7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進
- (8) その他、次世代育成支援対策に関する必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次の号に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 関係団体職員
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他村長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選で、これを定める。

2 会長はこれを招集し、その議長となる。

3 副会長は会長を補任し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(関係者の出席)

第6条 地域協議会は、必要があるときは関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 地域協議会は特定の事項調査及び審査させるため、作業部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員及び前条の規定により出席した者の報酬及び費用弁償の額は恩納村特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年5月22日条例第10号)第2条及び第3条の規定を適用する。

(事務局)

第9条 地域協議会の事務局は福祉環境課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

恩納村次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職
1	池宮城 秀 光	副村長
2	安次富 邦 子	学識経験者
3	銘 苺 辰 美	中部福祉保健所
4	外 間 毅	総務課長
5	金 城 尚 子	福祉健康課長
6	津嘉山 弘	学校教育課長
7	佐渡山 安 正	企画課長
8	金 城 幸 次	学校長代表
9	佐久川 政 昭	派遣指導主事
10	津波古 真 一	社会福祉協議会
11	名 城 幸 代	更正保護女性連盟
12	仲 村 兼 富	村 P T A 会長

